

子ども・子育て支援新制度とは？

平成 24 年 8 月、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。「子ども・子育て支援新制度」とは、この法律とあわせて改正される「児童福祉法」、その他の関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組を、区市町村が中心となって総合的に進めていく新しい制度のことを言います。

子ども・子育て支援新制度の主な内容

(1) 給付制度の導入

新制度では、幼稚園などでの幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、給付制度が導入されました。

給付対象となる幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられます。

この給付は、確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、区から施設などに支払うしくみ（法定代理受領と言います）となっています。

※ 「国が定める経費の基準額」 - 「利用者負担額（保育料）」 = 給付費となります。

※ 認可を受けていない保育所などについては、この給付制度の対象にはなりません。

給付の対象となる施設・事業 【給付対象施設（教育・保育施設）】

施設種別	お子さんの年齢	内 容
幼稚園	3 歳から就学前まで	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労などの有無にかかわらず利用できます。 私立幼稚園については、運営事業者の意向により、新制度の給付対象施設に移行している幼稚園と移行していない幼稚園がありますので、幼稚園に直接お問い合わせください。区立幼稚園はすべて新制度に移行しています。
認可保育園	0 歳から就学前まで	就労などのため家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	0 歳から就学前まで	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

認証保育所について

認証保育所は、**新制度の給付対象とはなりません**。直接施設にお申し込みいただいたうえで入所決定となります。また、現在区が行っている保育料補助も継続していきます。

【給付対象事業（地域型保育事業）】

地域型保育事業とは、少人数の単位で0歳から2歳までのお子さんを預かる事業です。区が認可し、給付対象として確認したものに限ります。

事業種別	内 容
家庭的保育事業	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員3人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育事業 （障害児向け）	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育事業 （待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育てで家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域でのさまざまな子育て支援事業を実施します。

新制度に基づく主な地域子ども・子育て支援事業は、以下のとおりです。

- 利用者支援事業
- 延長保育（時間外保育事業）
- 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）
- 子どもショートステイ、トワイライトステイ（子育て短期支援事業）
- 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- 一時預かり保育
- 病児・病後児保育
- 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童などに対する支援に資する事業
- 子育て交流サロン「あかちゃん天国」（地域子育て支援拠点事業）
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 妊婦健康診査

(3) 保育の必要性の認定

幼稚園や保育園、家庭的保育事業などの給付対象施設・事業を利用するために、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設など
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前のお子さん (2号認定の方を除く)	幼稚園 認定こども園 (短時間保育)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などの事由により、保育を必要とするお子さん	認可保育園 認定こども園 (長時間保育)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などの事由により、保育を必要とするお子さん	認可保育園 認定こども園 (長時間保育) 地域型保育事業

(4) 幼稚園や保育園などの利用手続き

